

**<抄録>** 図書館が管理する貸出記録は、資料の返却後、速やかに消去すべきであると考えられている。ところが、こうした対策は、これまで公共図書館を中心に議論されており、学校図書館にはなじまないという指摘もある。学校図書館員は貸出記録の管理方法についてどのように考えるのだろうか。学校図書館員へのインタビュー調査の結果、貸出記録は、①読書指導資料として保有する義務があると考えられていること、②管理能力に乏しい児童生徒に代わって図書館が保有するべきであると考えられていること、そして、③これらの考えが貸出記録を保有することを前提としたものであることが明らかとなった。今後は、個人情報保護、プライバシー保護の重要性をふまえて、議論を深めていく必要があると考えられる。

## 1. 研究の目的

図書館が取り扱う利用者情報の一つに、「誰が何を読んだのか」という情報が存在する。個人情報保護の考えでは、取得する情報の用途を明確化し、用途に応じた保有期間を決定する必要がある。貸出記録<sup>1</sup>もまた同様であり、日本図書館協会によると、貸出記録を取得する目的は「資料管理」に限定されるべきであり、資料が無事に返却された時点で速やかに消去することが望ましいと考えられている<sup>2</sup>。つまり、貸出記録が貸出サービスのために集められた情報である限り、資料が返却された時点でその用途は終了しており、目的外利用や外部漏洩等を防ぐためにも、不要な情報を抱え込むことは許されないと考えられているのである。

では、「貸出記録を返却時に消去する」という対策は、全ての図書館において実践されているのだろうか。学校図書館の場合は、教育機関の内部に設置されていることから、個人情報保護に基づく貸出記録の取り扱いが難しい、という指摘も根強い。「貸出記録を返却時に消去する」という考えが学校図書館の現場で定着していないとすれば、図書館員の意識を高めていく必要があるし、返却後も保有する合理的な理由があるならば、貸出記録の望ましい管理方法を改めて検討するべきだろう。本研究では、学校図書館員へのインタビュー調査をもとに、「貸出記録を返却時に消去する」という対策の妥当性について考察してみたい。

## 2. 貸出記録の管理状況に関する調査

過去の文献を遡ると、1980年代の終わりに、神

奈川県立高校図書館において、個人情報保護制度の下で、貸出方式をブラウン式へと一斉に変更したという記録が残されている<sup>3</sup>。しかし、この取り組みは、神奈川県内でも高校に限定されており、その後も全国的に広がったわけではない。貸出記録を返却時に消去することについて、学校図書館員はどのように考えているのだろうか。

筆者が住む沖縄県は、戦後のアメリカ統治の影響を受けて、1970年代から、小中学校を含めてほぼ全ての学校図書館に専任の事務職員を配置してきた歴史がある。沖縄県の学校図書館員の意見をj知することは、一つの重要な資料になると考えられる。本研究では、沖縄県内の学校図書館員110名を調査対象として<sup>4</sup>、2004年3月から2005年9月までに、インタビュー調査を実施した。以下、その結果をまとめてみよう。

### 2.1 貸出記録の消去・保有状況

沖縄県の学校図書館の貸出方式は、コンピュータ式とカード式が混在している。まず、コンピュータ式の貸出方式に注目すると、全ての図書館において、貸出記録は返却時に消去されていないことが分かる。貸出記録は、システム内部に個人別に保存されており、利用者画面にて貸出履歴を表示できるものも多い。貸出システムが、返却後に貸出記録を一定期間、残すことを前提として設計されていることが明らかとなる。

表1 貸出記録の保有・消去状況

貸出方式 ／学校の種類	返却時に消去			返却後も保有		
	小	中	高	小	中	高
カード式	0	0	1	11	10	5
コンピュータ式	0	0	0	39	27	17

<sup>3</sup> 『図書館専門委員会活動報告』1989年度、1990年度、神奈川県高等学校教職員組合

<sup>4</sup> 小学校50名、中学校37名、高校23名

<sup>1</sup> 本研究では、貸出サービスにおいて図書館が利用者個人から預かる情報を「貸出記録」と定義する。利用者の氏名、連絡先、貸出資料の書誌情報、累積貸出冊数等。

<sup>2</sup> 「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」(1984年日本図書館協会総会議決)

式の貸出方式についてみると、小中学校の場合については、全て個人カード式、またはニューアーク式との併用方式が採用されている。方式は様々だが、小中学校においては、貸出記録は返却後も図書館内に残されていることが分かる。カード式の高校図書館でも同様に、大半が個人カード式を採用しているが、1校のみ、返却後に貸出記録が残らないブラウン式を採用している。この図書館員は、神奈川県立高校での実践にも詳しく、日頃からプライバシー保護を意識しながら図書館活動に取り組んでいると語っている。なお、この人物が異動する前に勤務していた高校図書館では現在もブラウン式が採用されているが、後任者は、個人の読書傾向を掴むために、カウンターにて貸出資料の分類記号をチェックし、個人ごとにメモをとっていると語っている。問題意識を持つ1人の取り組みだけでは、貸出記録の消去という実践が広がりづらい状況が分かるだろう。

次に、「貸出記録を返却後も保有している」と回答した109館の保有期間をみてみよう。

表2 貸出記録の保有期間(未確認を除く)

期間	年度内 (4月～3月)	在学中(卒業時まで)	消去しない(決まっていない)
小	29	8	10
中	14	13	6
高	2	12	3
計	45(43.6%)	33(32.0%)	19(18.4%)

最も多いケースは、4月から翌年の3月まで貸出記録を保有する方法である。カード式では年度末に個人カードを返却するケースが多いが、コンピュータ式では、年度更新の際に自動的に消去する方法が一般的である。また、利用者の在学期間中、記録を残すという図書館も多く、卒業時に個人カードや貸出図書の一覧を印刷して贈呈するという行事が、熱心に行われていることも分かる。

この他、貸出記録を消去する時点がはっきり決まっていない学校図書館も少なくない。個人情報の保有期間については、その用途に応じて決められなければならないはずだが、厳密にはこのルールが認識されていない状況も明らかとなる。

## 2.2 返却後の貸出記録の用途

以上のように、大多数の学校図書館において貸出記録は返却時には消去されていない。では、貸出記録は返却後、どのように活用されているのだろうか。

最も多い理由は、「読書指導のための資料として貸出記録を活用する」という回答である。

表3 返却後の貸出記録の用途(複数回答可)

返却後の用途	小	中	高	計
①図書館員による読書指導	4	5	3	12
②読書指導資料としてクラス担任へ報告※( )内は冊数を分類別に報告	45 (5)	31 (1)	2 (0)	78 (6)
③卒業時・年度末に記念に贈呈	20	12	5	37
④児童生徒が自己の読書履歴を確認	23	20	4	47
⑤多読賞の実施	39	29	7	75
⑥汚損破損状況を確認し、指導	3	2	0	5
⑦返却に関するトラブルへの対応	3	2	0	5
⑧使用していない	0	0	10	10

読書指導は、図書館員自身が行うものとクラス担任が行うものに区別される。まず、学校図書館員による読書指導については、「シリーズの新刊が入荷した場合に、利用者の貸出履歴を参照して、そのシリーズを読んでいる生徒に声をかける」「本を上手に選べない子どもの興味を調べ、的確な助言を与える」といった方法で行われる。ただし、回答数は少数であり、「日常的な交流からでも個人の読書傾向は把握できるので、貸出履歴をみることはない」という意見が多数を占めた。一方で、「クラス担任による読書指導の資料として、貸出記録を活用している」という回答は非常に多く、小中学校では8割～9割にのぼっている。沖縄県では、本土との国語力の格差、さらに国語力に基づく基礎学力の格差に対する懸念が強く、基礎学力向上対策の一つとして、朝の読書活動や目標冊数の設定など、学校全体での熱心な取り組みが見られる。こうした中で、学校図書館での貸出状況が、個人の読書状況を把握するための資料として、1ヶ月に1回程度、クラス担任に報告されているのである。また、こうした用途に関連して、通知表に貸出冊数記入欄を設ける学校も多く、学校図書館員は、1学期間の貸出冊数を集計し、クラス担任に個別に報告することも求められている。さらに、公立小中学校では、読書指導の一つとして、「多読賞」を実施する学校が多く、ここでも、貸出記録は指導資料として活用されている。

「子どものために活用している」という回答も多い。学校図書館員の話によると、小中学生は過去に何を借りたかを忘れてしまうことが多いという。見覚えのある本について、以前その本を読んだのか、学習で利用したのか、かつて読んだ本をもう一度読みたい、といったことを図書館員に教えてもらうことができれば非常に便利である。貸

出システムの中には個人の貸出履歴を簡単な操作で参照できるものもあり、要望がある場合には、返却後の記録を遡って、本人に書名を伝えている、という回答が多く確認された。また、卒業時(または年度末)に個人カードや貸出履歴の一覧を贈呈するために、貸出記録を活用するという回答も多い。コンピュータ式の小中学校図書館では、印刷代を考慮し、書名の出力は控え、個人貸出カードのみ渡しているところも増えているが、利用が少ない高校やカード式の学校では現在も学校行事の一つとして続けられている。これも、利用者のために貸出記録を活用するという用途になるだろう。

### 2.3 貸出記録を保有すべきか？

以上のように、貸出記録は返却後も様々な用途で活用されている。しかし、これらの用途は、貸出記録が残っているからこそ生じているとも考えることもできる。インタビューでは、目的外利用や外部漏洩等、貸出記録が消去されないことによって生じる様々な問題を説明した上で、貸出記録を返却後も保有すべきかどうか、という質問を改めて行うことにした。

表4-1 貸出記録を返却時に消去すべきか？(未確認を除く)

選択肢	小	中	高	計	割合
①返却時に全て(書名も冊数も)消去	0	2	7	9	9%
②返却時に冊数のみ残し、書名消去	3	12	8	23	22%
③返却後も全ての情報を保有	40	16	8	64	60%
④分からない	4	5	0	9	9%

※②には「分類別冊数のみ残す」という回答を含む

1) 図書館員による読書指導のため	3	4	3	10	12%
2) クラス担任への報告のため	4	1	1	6	7%
3) 卒業時・年度末の贈呈のため	23	7	4	34	40%
4) 児童生徒が読書履歴を確認するため	13	11	0	24	29%
5) 多読賞の実施のため	0	0	0	0	0%
6) 汚損破損、返却トラブルに対応するため	6	2	0	8	10%
7) 何かに使えるかもしれないので	1	0	1	2	2%

表4-2 書名を消去しない理由は？(複数回答可)

表から分かるように、「貸出記録を返却時に完全に消去するべき」と考える図書館員は非常に少ない。では、なぜ貸出記録は返却時に消去できないのか。上述のように、多くの小中学校では、貸出冊数を定期的にクラス担任に報告することを求められている。高校では、報告は求められていないが、卒業時の贈呈を実施する学校が多いことから、個人別貸出冊数を消去することはできないという

意見が多い。冊数情報については、読書指導上の必要性から消去できないと考えられているようである。

ところで、貸出記録の中で、最も個人情報としてのレベルが高いものは、「何を借りたのか」という情報である。読書指導上、求められる情報は冊数であり、書名ではない。ならば、貸出冊数のみを抽出し、書名を消去するという対応も不可能ではないだろう。そこで、記録を残したいという回答者に対して「冊数が残れば、書名は返却時に消してもよいか」という質問を続けることにした。結果、中学校、高校においては「消去してよい」という回答を得られたが、ここでも小学校図書館員の大多数は、依然として返却後も書名が必要と回答している。共通する考えは、「子どもには読書に関する自己管理能力がない」というものであり、利用者自身のために貸出記録を活用するのであれば、保有していても問題はないとするものである。仮に、図書館が貸出記録を管理しなくなると、自分自身で読書ノートを記録しなければならなくなる。しかし、読むことと書くことを同期させると、子どもたちは読書を嫌いになる可能性が高い。とすれば、「小学生の間は、図書館が代わりに貸出記録を管理し、記録を残すことの大切さを実感させる時期に当たった方がよい」という考えも成り立つ。こうした考えは中学校でも多く、貸出記録を返却時に完全に消去することは(特に小学校の)学校図書館にはなじまないと考えられているようである。

### 3. 考察・問題点の整理

以上のように、貸出記録を返却時に完全に消去してもよいと考える学校図書館員は少ない。では、こうした意見は妥当と言えるのだろうか。まず、貸出記録を保有する理由として第一に挙げられている読書指導上の報告義務についてであるが、上述のように、貸出記録が貸出サービスのために集められた記録であることを考えれば、指導資料として利用することは「目的外利用」に該当するとも考えられる。ただし、個人情報保護の考えでは、貸出記録を読書指導資料として活用することをあらかじめ公表していれば、目的外利用にはならないという解釈もある。また、本人(と保護者)の同意があれば、目的外に利用してもよいという考え方もある。沖縄県では、数年前から貸出記録が読書指導資料として活用されており、通知表の記載も継続している。当然、児童生徒は、貸出記録が読書指導に活用されることを理解、同意している

と考えられるため、貸出記録を報告したり、通知表に貸出冊数を記載したりする行為を個人情報保護に反すると断言することは難しいだろう。

ただし、ここで注意しなければならないことは、クラス担任に貸出記録が通知されることを前提とする場合、児童生徒が自由に読書を楽しむことができるか、ということである。個人の読書に教育評価という観点が加われば、よい評価を得ようとして、子どもたちが自らの読書行為を歪めてしまう恐れもある。インタビュー調査では、貸出冊数を伸ばすためだけに読むあてもない本を借り、読まずに返している、という声も多数聞かれた。学校図書館もまた読書の自由を保障する場であるならば、やはり図書館での読書と教育評価とは安易に結びつけるべきではないのではないかと。

学校図書館員の多くは、個人別貸出冊数の定期的な報告を「義務」と捉えている。しかし、貸出記録を報告することについては、職務命令があるわけではないという指摘もある。例えば、ある図書館員は、学校図書館におけるプライバシー保護を卒業研究のテーマとしたことから、それまで毎月行われていた個人別貸出記録の報告を中止したが、学校長や教員から批判を受けることはなかったという。一部の教員から記録を求められたが、「カード式なので、集計には時間がかかる」と言って、やり過ぎることができたとも語っている。また、通知表に貸出冊数欄があることについても、生活態度に関する項目として設置されているだけであり、その様式は学年会議で決定されることから、学年によっては貸出冊数を記載しない通知表を使用することもあるという。とすれば、図書館員が会議に出席し、貸出冊数を評価することの問題点を指摘して、教育評価に使用しないように提言し、理解を求めることもできるだろう。

次に、「利用者自身のために、貸出記録を残しておきたい」という意見についてであるが、この回答を聞いて、筆者が強く感じたことは、記録を残すことを前提にその理由を考えているのではないかと、ということである。例えば、年度末に貸出記録を消去する貸出システムでは、3月に借りた本は4月になれば、消去されている。子どもの読書記録を図書館が代わりに残してあげたいのならば、もっと長く記録を残すシステムに変更する必要があるし、そうした変更をしないということは、記録がなければならないで、子どもたちはそういうものだとな得するということであるように思われる。また、「学校図書館が利用者の代わりに貸出記録を

管理し、何を借りたのか、ということを教えてあげることによって記録を残すことの大切さを実感させる」という意見もあったが、むしろ、便利さに甘えて、子どもたちの成長を妨げるようにも思われる。記録が残らないことの不便さの中から、記録を残すことの大切さを感じさせていくことこそ、本来の教育のあり方なのではないか。

このことは、反対に言えば、記録を消去することを前提に議論すれば、いくらでもその方法は見つかるということでもある。例えば、子どもたちが記録することを厭うのであれば、公共図書館のように貸出のたびにレシートを発行し、それを個人持ちの読書ノートに貼付するように指導することもできるし、携帯電話のメールフォルダへ書誌情報を転送するシステムを開発することもできる。

多くの学校図書館員は、各学級で読書ノート指導が行われていれば、図書館が子どもの代わりに貸出記録を管理する必要はないと答えている。しかし、そうした意見の背後には「クラス担任の責任にしておけばよい」という発想はないだろうか。そして、そうした発想の根底には、貸出記録がプライバシー、個人情報であることに対する理解の不足があるのではないだろうか。

図書館員が学級運営に直接的に関わることは難しいかもしれない。ただし、専門職という立場から、助言を与え、理解を求めることは不可能ではないはずである。「貸出記録を返却時に消去するかどうか」という問題は、個人情報保護、プライバシー保護を前提とする「図書館の自由」という理念を、学校図書館において実現する覚悟があるかどうかを問いかけているように思われる。

もちろん、これまでのやり方を否定し、貸出記録を消去することを前提として、学校図書館の運営方法を考えることは容易なことではないだろう。しかし、この問題に対して真摯な態度を示すことは、学校図書館員の専門性を発揮することにもつながるはずである。個人情報保護の意識が高まっている現在だからこそ、この問題を曖昧なまま放置してはならない、と筆者は考えている。

#### 4. 今後の課題

本研究では、貸出記録の消去に関する学校図書館員の意見を調査し、その妥当性について検討してきた。今後は、インタビュー調査を通じて、筆者が感じた疑問点について、現場の学校図書館員との会合を通じて討議し、学校図書館における望ましい貸出記録の管理方法に関するガイドライン

を作成していきたい。(2005年9月24日)